

令和7年度泉南市自主防災組織連絡協議会総会 次第

(日時) 令和7年4月10日(木) 午前10時

(場所) 樽井防災コミュニティセンター 多目的室

1. 開会

2. 令和7年度役員選出(案)(別紙2参照)

3. 令和7年度事業計画(案)(別紙3参照)

4. 事務局からの情報提供

- ・各自主防災組織防災訓練時の保険(別紙4、5、6参照)
- ・Jアラート全国一斉情報伝達試験(別紙7参照)

5. 活動報告書・活動計画書の提供に関するご協力について(別紙8参照)

6. 情報交換等

7. 閉会

次回の会議:【日時】7月10日(木)10時

【場所】樽井防災コミュニティセンター 多目的室

開催の2週間程前に事務局から防災アプリにてご案内します。

確認ボタンの押下とアンケートの回答にご協力をお願いします。

<配布資料>

- ・別紙1 令和7年度泉南市自主防災組織連絡協議会名簿
- ・別紙2 令和7年度泉南市自主防災組織連絡協議会 役員選出(案)
- ・別紙3 令和7年度泉南市自主防災組織連絡協議会 事業計画(案)
- ・別紙4 防火防災訓練災害補償等共済制度のご案内
- ・別紙5 防災訓練実施計画書
- ・別紙6 防災訓練実施計画書のオンラインでの提出について
- ・別紙7 全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送の実施について
- ・別紙8 活動報告書・活動計画書の提供について
- ・別紙9 令和6年度泉南市自主防災組織連絡協議会第3回会議 議事概要

別紙1

令和7年度泉南市自主防災組織連絡協議会名簿

	自主防災組織名称	結成年月日	代表者	備考
1	下村区防災会	平成11年1月23日	辻 孫治	
2	信達大苗代区防災会	平成12年11月1日	柿花 英世	
3	新家中村区防災会	平成13年12月23日	中佐 忠司	
4	新家東区サングリーン分区自治会防災会	平成15年9月1日	櫻井 市蔵	
5	幡代区防災会	平成16年4月1日	田中 良和	
6	八幡山区防災会	平成16年4月1日	中上 満	
7	男里区防災会	平成16年6月20日	奥野 雅彦	
8	砂川区防災会	平成17年10月2日	松本 芳郎	
9	ルナりんくう自主防災委員会	平成18年6月17日	木本 良平	
10	踊山区楠台分区自治会防災会	平成19年8月30日	平岡 尚	
11	男里浜区防災会	平成21年4月1日	和田 公明	
12	新家東区いずみ台分区防災会	平成21年9月1日	森 聖和	
13	鳴滝区防災会	平成25年4月1日	上中 喜美夫	
14	新家上村区防災会	平成25年9月1日	文庫 恒夫	
15	樽井区自主防災会	平成26年1月21日	與野 清治	
16	岡田区自主防災会	平成26年4月1日	新家 進	
17	陸区防災会	平成27年1月23日	荒子 正	
18	サンハイツ和泉砂川自主防災会	平成27年3月1日	渡邊 寛幸	
19	北野区自主防災会	平成28年2月2日	上林 茂	
20	中小路区自主防災会	平成29年1月3日	角辻 正可	
21	東和苑防災委員会	平成29年3月26日	今村 聖司	
22	兔田区自主防災会	平成30年1月2日	南 茂	
23	市場区防災会	令和5年9月1日	中野 吾一	
24	ジュネス楠台防災会	令和6年4月1日	高木 瑞恵	

【事務局】

泉南市行政経営部 部長 川端 豊

副参与(防災・危機管理担当) 近森 久主

危機管理課 課長 小原 成裕 課長代理兼係長 奥野 繁 主任 塩谷 周平

係員 城野 百香 消防団担当 大場 健七郎

別紙2

令和7年度泉南市自主防災組織連絡協議会 役員選出（案）

役員	氏 名	組織名
会 長	㊦ 與野 清治	樽井区自主防災会
副会長	森 聖和	新家東区いずみ台分区防災会
	清水 明彦	男里浜区防災会
幹 事	上中 喜美夫	鳴滝区防災会

令和 7 年度泉南市自主防災組織連絡協議会 事業計画（案）

① 総会・会議

（総会） 4月 10 日（第 2 木曜日）

（会議） 7月 10 日（第 2 木曜日）

10月 9 日（第 2 木曜日）

1月 15 日（第 3 木曜日）

②防災・減災活動

- 自主防災組織リーダー育成研修（11 月頃）
- 泉南市・イオングループ合同防災訓練（10～11 月予定）

防災訓練実施計画書のオンラインでの提出について

令和6年10月1日より泉南市スマート申請システムを利用して、防災訓練実施計画書がオンラインで提出いただけるようになっております。申請方法は下記をご確認ください。なお、今までどおりご来庁いただいていた提出も引き続き可能ですので、ご都合に応じた方法をご利用ください。

○オンラインでの申請方法

1. 泉南市ホームページにアクセスする。

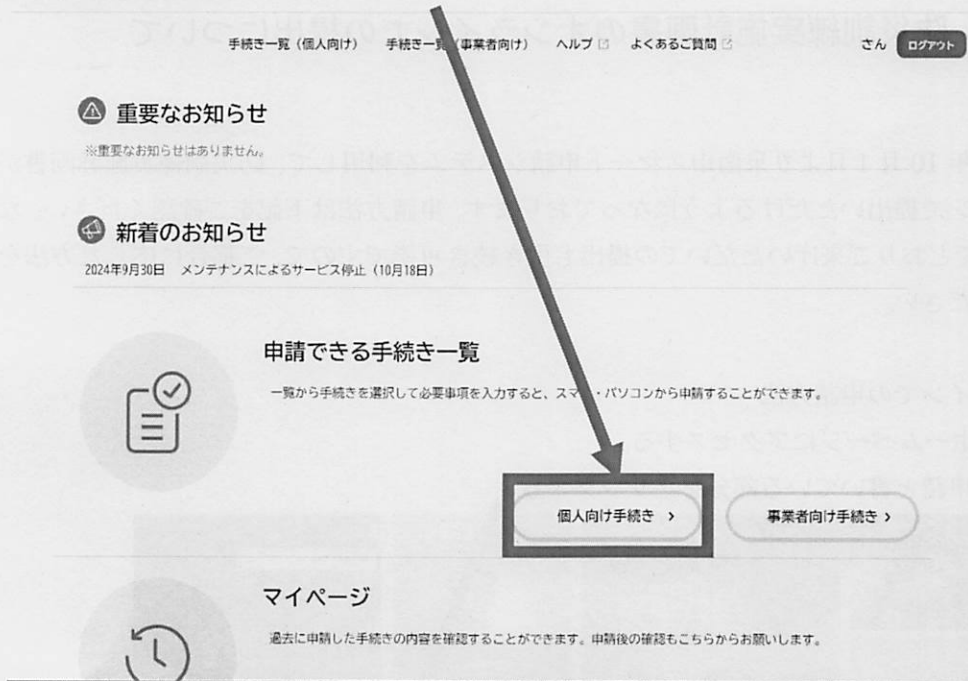
スマート申請と書いている部分をクリックする。



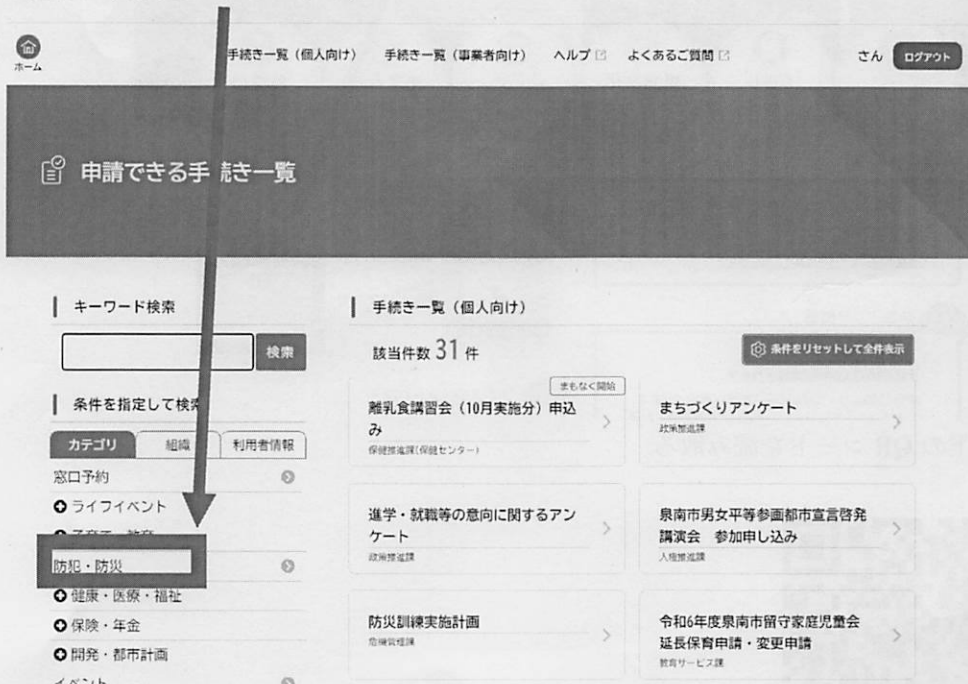
または、下の QR コードを読み取る。



2.個人向け手続きをクリックする。



3.防犯・防災をクリックする。



4.防災訓練実施計画をクリックする。

ホーム 手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問 さん ログアウト

申請できる手続き一覧

キーワード検索

検索

該当件数 1 件 条件をリセットして全件表示

条件を指定して検索

カテゴリ 組織 利用者情報

窓口予約

ライフイベント

子育て・教育

防犯・防災

健康・医療・福祉

保険・年金

開発・都市計画

イベント

防災訓練実施計画

5.次へ進むをクリックし、必要事項を記入する。

ホーム 手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問 さん ログアウト

防災訓練実施計画

受付開始日

2024年10月1日 0時00分

受付終了日

随時受付

お問い合わせ先

危機管理課

メールによるお問い合わせ：☞

電話番号：0724793601

次へ進む

あとで申請する

一覧に戻る

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の試験放送の実施について

全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」という。）による情報伝達については、万が一の対応に万全を期すため、消防庁による全国一斉情報伝達試験（以下、「一斉試験」という。）を毎年実施しています。

このたび、Ｊアラートによる情報伝達における不具合解消を一層進めるため、昨年度に引き続き、下記のとおり一斉試験が年４回実施されます。

一斉試験実施に伴い、市内に設置しています防災用広報システム（防災スピーカー）から、一斉に試験放送が流れます。特に訓練行動をとっていただく必要はありませんが、市民の皆様への情報伝達について万全を期するための試験放送となりますので、引き続きご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 実施日時

- ① 2025 年 5 月 28 日(水) 午前 11 時 00 分
- ② 2025 年 8 月 20 日(水) 午前 11 時 00 分
- ③ 2025 年 11 月 12 日(水) 午前 11 時 00 分
- ④ 2026 年 2 月 6 日(金) 午前 11 時 00 分

2. 実施対象

Ｊアラート受信機を運用する全ての都道府県及び市町村

3. 実施内容

市内に設置している防災用広報システムから、情報伝達試験として放送を実施

4. 放送内容

- ① 開始チャイム
- ② 「これは、Ｊアラートのテストです」 × 3 回
- ③ 「こちらは、泉南市です」
- ④ 終了チャイム

5. 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村の同報系の防災行政無線を自動起動することにより、国から緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムです。

令和 7 年 4 月 10 日

泉南市自主防災組織連絡協議会 各位

泉南市行政経営部危機管理課
課長 小原 成裕

活動報告書・活動計画書の提供について

平素は、泉南市の防災・減災行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、ご協力をお願いできればと考えております。各団体において、活動報告書や活動計画書を議題にあげ、会議等を行うこともあるかと思えます。その際に作成した報告書や計画書の提供に同意される団体は、ご協力いただければ幸いです。今回のために新しく作成する必要はなく、報告書や計画書のようなものがあればかまいません。メール、FAX、紙等、提出方法は問いません。次の7月の会議でお配りできればと考えていますので、提供いただける場合は6月中にお願いいたします。

今回の協力依頼は、どのような活動をすればよいか分からず困っている団体が他団体の活動内容を見て今後の活動の参考にすることを目的としております。提供を強制するものではありませんので、ご協力いただける団体がございましたら、提供していただきますようお願いいたします。

泉南市行政経営部危機管理課
担当：城野
Tel：072-479-3601
Fax：072-483-0325
Mail：kikikanri@city.sennan.lg.jp

令和 6 年度泉南市自主防災組織連絡協議会第 3 回会議 議事概要

令和 7 年 1 月 16 日 10 時から 11 時

樽井防災コミュニティセンター 1 階多目的室

(欠席) 下村区、砂川区、楠台、岡田区、北野区、中小路区

1. 防災行政無線の更新について

平成 18 年より防災行政無線を運用しているが、機器等の劣化により令和 7 年度に更新を予定している。音達範囲が格段に良くなることはなく、気象条件等により聞こえづらい地域が発生する可能性はある。住民から聞こえづらいなどの問い合わせがあれば、引き続き防災アプリや防災行政無線の電話案内サービスを紹介してほしい。

集会場等に防災行政無線を設置している区・自治会の代表者には日程調整等で連絡することがあるので、その際は協力をお願いしたい。

工事の実施時期は確定していないが、令和 7 年 7 月以降に実施するので、近づいたら連絡する。

Q. 工事はどれくらいかかるのか。

A. 2・3 日で完了すると思われる。

Q. 年に 1 回あるいは数年に 1 回、どの地域が聞き取りにくくなっているかというような調査は行われているか。

A. 現地でのテストというよりも、聞こえづらい地域をカバーできるようなかたちで新しい機器を配置する予定。

Q. 聞き取りづらいという意見はないのか。

A. 今回の更新工事は聞き取りづらい地域をカバーするというよりも、劣化した機器を取り換える工事になっている。聞き取りづらい地域の方に向けては、防災アプリや電話案内サービスを紹介してほしい。

2. 情報交換等

Q. 危機管理課から教育委員会に、防災に関するクラブ活動として子どもたちに防災を学んでほしいという申し入れのようなことは行っているのか。

A. 小中学校で行っている防災教育の実績としてはいくつかある。泉南中学校の防災教育では、自衛隊にも協力をいただいて災害時の負傷者の搬送や応急手当、自衛隊の装備品などについて学んでもらった。防災とは離れるが、弾道ミサイルの避難訓練も国と連携して行った。

新家小学校では、防災訓練を行った。

クラブ活動的なものとして行うにはもう少し踏み込んでいく必要がある。学校の校長先生や防災担当の先生、消防や自衛隊と話し合いながら、小中学校も自主防災組織のように 1 つの団体として防災能力を上げていきたい。まだまだこれからだが、防災教育には今後も取り組んでいきたい。

- Q. 防災アプリは1万件のダウンロードを目標にしていると聞いているが、現状はどの程度か。
- A. 現在は5千数百のダウンロード（会議の時点で）。
- Q. 防災アプリの効果測定についてはどのように考えているか。
- A. 防災アプリの効果については測定していない。1つの情報伝達手段ではなく、2つ以上の情報伝達手段があった方が良いという考えのもと運用されており、その効果については現在のところ測定はできていない。
- 文字が消えている避難所看板があるので、整備してほしい。
- A. 古くなって見えなくなっている避難所看板があることは承知している。順次、調査を行い新しいものに交換していく。
- 避難訓練を行う際の指針がほしい。
- A. 危機管理課にも避難所の運営訓練を指導できるノウハウがない。避難所に集まって、炊き出しをするということまでやっていれば十分。
- 指定避難所に該当する老人集会場の運営協力についての経過説明をしてほしい。
- A. 該当する10団体のうち、前向きな返事をもたらしている団体もあれば、回答を保留している団体もある。前向きに考えてもらえるか、そうではないかという方向性だけは令和7年3月末ぐらいまでに整理したいと考えている。
- 地震が発生した時は避難所に避難するが、避難所の運営は最終的には地域の自主防などが担っていくことになる。その際の運営方法などについて、細かく整理していくことが今後の課題ではないかと考えている。

防火防災訓練の際における事故に備えて 一人年間1円

防火防災訓練災害補償等 共済制度のご案内

1 防火防災訓練の必要性

火災、地震等による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進するとともに、地域住民の一人ひとりが、防災活動に対して積極的に参加、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが大切です。

特に、大規模な災害が発生した場合には、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら初期消火、救出、救護、避難等の活動を行わなければなりません。

このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに、日ごろから防災知識の普及活動や、災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要です。



2 制度の目的

市区町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が防火防災訓練の際における事故に対して損害賠償及び災害補償を行う場合には、一時的に多額の財政負担が生じることになります。

この制度は、このような一時的な財政負担を全国的な共済制度によって合理的に危険分散することにより、市町村等の財政負担を軽減し、積極的に防火防災訓練を実施していただき、多くの住民に参加してもらえることを目的に創設されました。

3 てん補の対象となる訓練

この制度のてん補の対象となる訓練は、加入市町村等が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者（以下「補償等対象者」という。）に対し責任を持って補償する訓練で、次に掲げるものです。

- (1) 市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの。
- (2) 地域内の自主防災組織（婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等を含む。）が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を届出して市町村等又は消防機関が認めたもの。
- (3) 地域内の町内会や婦人会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を届出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

※ 国民保護法で定める訓練についても、上記に該当する場合にはてん補の対象となります。

4 てん補の種類

1 損害賠償に対するてん補

市町村等が法律上の損害賠償責任に基づき損害賠償を行う場合には、次のてん補金を支払います。

① 損害賠償死亡一時金

補償等対象者が事故によって死亡した場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額（当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額）を一人当たり5,000万円を限度としててん補します。

② 損害賠償傷害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより約款別表第1に定める障害が生じた場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額（当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額）を一人当たり障害の程度により次表の金額を限度としててん補します。

等級	てん補金額	等級	てん補金額
1・2	5,000万円を限度	9・10	1,500万円を限度
3・4	4,000万円を限度	11・12	1,000万円を限度
5・6	3,000万円を限度	13・14	500万円を限度
7・8	2,000万円を限度		

2 災害補償に対するてん補

市町村等が法律上の損害賠償責任に基づかず補償を行う場合には、次のてん補金を支払います。

① 災害補償死亡一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより事故の日から180日以内に死亡し、市町村等が補償を行うときは、一人当たり700万円を限度としててん補します。

② 災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより治癒後180日以内で、かつ、事故後1年6か月以内において、約款別表第2に定める程度の後遺障害が生じ、市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じた次表の金額を限度としててん補します。

等級	てん補金額	等級	てん補金額
1・2	700万円を限度	9・10	200万円を限度
3・4	550万円を限度	11・12	130万円を限度
5・6	400万円を限度	13・14	70万円を限度
7・8	300万円を限度		

③ 入院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に入院し、市町村等が補償を行うときは、3,500円に入院日数（その日数が90日を越えるときは90日）を乗じて得た金額を限度としててん補します。

④ 通院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院し、市町村等が補償を行うときは、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額を限度としててん補します。

ただし、入院療養補償と通院療養補償の両方をてん補する必要があるときは、入院療養補償の最高限度額をもって限度とします。

⑤ 休業補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより就業できず、市町村等が補償を行うときは、3,000円に休業日数（その日数が90日を越えるときは90日）を乗じて得た金額を限度としててん補します。

5 掛金の算定

掛金の額は、原則として、人口一人につき年間1円で、災害補償のみに加入する場合や、年度途中から加入する場合の算定は、次のとおりです。

1 4月1日の加入のとき

① 損害賠償と災害補償に加入

$1円 \times \text{最新の国勢調査人口} = \text{掛金額（千円未満切捨て）}$

5千人未満のときは5,000円

② 災害補償のみに加入

$0.8円 \times \text{最新の国勢調査人口} = \text{掛金額（千円未満切捨て）}$

5千人未満のときは4,000円



2 年度途中の加入のとき

① 損害賠償と災害補償に加入

$1円 \times \text{最新の国勢調査人口} \times \text{加入月数} \div 12 = \text{掛金額（百円未満切捨て）}$

5千人未満のときは5,000円

② 災害補償のみに加入

$0.8円 \times \text{最新の国勢調査人口} \times \text{加入月数} \div 12 = \text{掛金額（百円未満切捨て）}$

5千人未満のときは4,000円

（注）年度途中から加入する場合の「加入月数」は、契約の締結及び掛金の入金を終えた日の属する月の翌月1日から3月31日までの間の月数です。

6 契約の更新手続き

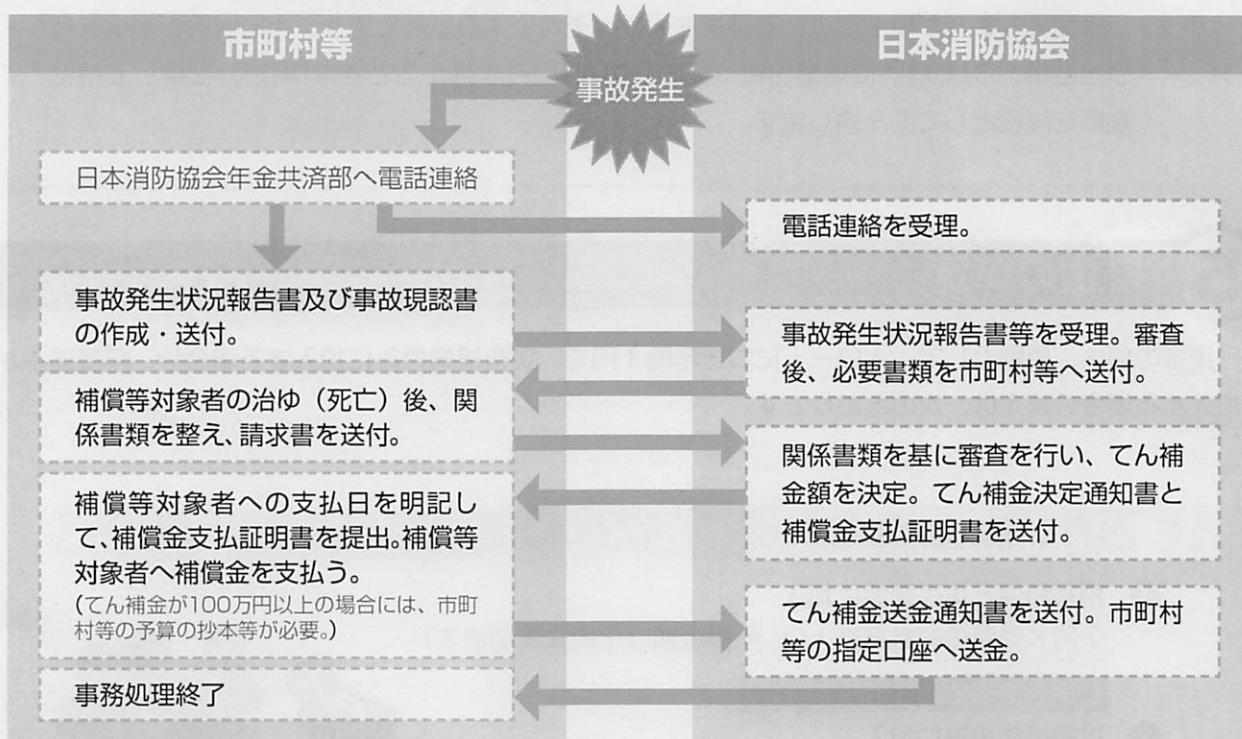
契約期間満了の3か月前までに「契約の更新をしない」旨の意思表示をしないときは、この契約は、次の4月1日からさらに1年間延長されますので、契約の更新手続きは、必要ありません。

ただし、国勢調査の実施や市町村合併などにより、最新の国勢調査人口に基づき算定した前記5の掛金の額が、これまでの掛金の額と異なるときは、契約の更新手続きが必要になります。



7 事故発生からの事務処理の流れ

てん補金の請求の一般的な事務処理の流れは次のとおりです。



なお、この流れは一般的なもので、事故によっては流れが変わる場合がありますのでご了承ください。

8 お問い合わせ先

この制度についてのお問い合わせや、事故が発生した場合には次までご連絡ください。また、契約約款、事務取扱要領、質疑応答集、届出各様式等については、当協会のホームページから閲覧及びダウンロードができます。

公益財団法人 日本消防協会 年金共済部(防火防災共済担当)

〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目1番19号 ヤクルト本社ビル内

電話：03-6263-9758 FAX：03-6263-9863 URL：<https://www.nissho.or.jp/>

防災訓練実施計画書

			年 月 日		
泉南市長 様					
組織名					
代表者氏名					
代表者住所					
電話番号					
訓練日時		年 月 日 時 分 ~ 時 分			
組 織 名					
担 当 者 名				参加人数	人
緊急時連絡先					
訓練場所					
訓練内容		☐総合☐避難☐救助 ☐情報伝達☐図上☐炊き出し その他()			
備 考					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

※の欄には、記入しないこと

各組織作成の訓練要領、計画書等があれば添付してください